

問Ⅱ - 4 - ⑥（任期の起算点）

新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつですか。

理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせることはできますか。

答

1 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となります（一般社団・財団法人法第66条、第67条、第177条）。

ある者が一般社団法人又は一般財団法人の理事又は監事となるには、社員総会ないし評議員会による選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となります（同法第64条、第320条第1項等参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、社員総会ないし評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が社員総会ないし評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、社員総会ないし評議員会のコントロールが及ぶ「選任時」とされています。

2 なお、例えば、事業年度末が3月末の法人が、3月下旬に開催した臨時社員総会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、社員総会ないし評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきものとされています（注）。

また、例えば、事業年度末が3月末の法人が、3月下旬に開催した臨時社員総会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となります。

（注） 1 社員総会ないし評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、理事又は監事への就任には、選任行為に加え、就任承諾が必要であることに変わりはないため、理事又は監事の選任登記を申請する際には、就任を承諾したことを証するものの添付が必要となります（一般社団・財団法人法第320条第1項）。

なお、理事又は監事の任期の起算点は選任日となりますが、登記の原因日付は、就任の承諾をした日が原因日付とされています。

2 また、特例民法法人が、移行と同時に（移行の登記をすることを停止条件として）就任する最初の評議員、理事、監事又は会計監査人（以下「評議員等」といいます。）を選任した場合（例えば、移行と同時に評議員を設置する特例財団法

人が、旧主務官庁の認可を受けた方法により、移行と同時に就任する最初の評議員を選任した場合には、当該評議員等の任期の起算点（始期）は、一般社団法人又は一般財団法人の設立の場合の評議員等の任期の取扱いに準じて、選任行為時ではなく、移行の登記時になると考えられます。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 64 条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 67 条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 320 条 理事、監事又は代表理事の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 評議員の就任による変更の登記の申請書には、その選任に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3・4 （略）

5 第一項から第三項までに規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。